

## 『国際商取引学会年報』掲載原稿審査要領

2011年7月16日改訂

### 1. 趣旨

本要領は、国際商取引学会会則第3条第3号に基づいて刊行される『国際商取引学会年報』（以下、「年報」という）に掲載する原稿に関する審査手続を明確にすることを目的とする。

### 2. 審査の対象

原稿執筆要領において定められた年報掲載原稿の内、論文（報告論文、投稿論文および依頼論文）のみを審査対象とする。

### 3. 審査体制

論文の審査は、原則としてレフェリーによる査読をもって行い、その査読結果に基づき年報編集委員会が掲載の可否を決定する。

年報編集委員会は、研究年報編集担当理事である編集委員によって構成され、総括担当理事が編集委員長となる。

### 4. レフェリーによる査読の目的

レフェリーによる査読は、提出された論文原稿につき、学会誌に掲載すべき水準にあるかを審査すること、および、国際商取引学を研究する者として、再考して修正すべき点があるとすればどこかを執筆者に内々にアドバイスすることを目的とする。

### 5. レフェリーによる査読の手続

(1) 編集委員長は、原稿ごとに、当該原稿に関連する分野の各編集委員にレフェリー候補者2名の推薦を依頼する。編集委員長は、推薦された候補者の中から内容・負担等を考慮して適任者2名を決定した上でレフェリー依頼を行う。編集委員もレフェリー候補者から除外されない。

(2) 編集委員長は、レフェリー制の公正な運用を確保するため、やむを得ない場合を除き、何人に対してもレフェリーおよび原稿執筆者の氏名を明らかにしてはならない。レフェリーの氏名は編集委員にも報告しない。レフェリーとの連絡調整は編集委員長のみが行い、レフェリーに対してもレフェリー依頼の事実の秘匿を求める。

(3) 編集委員長は、レフェリーに対して電子メールで依頼することが可能である場合には、(i) 執筆者名を削除した原稿、および、(ii) 「結果報告書フォーム」を添付した上で、原則として3週間以内に(ii)に査読結果を記入して回答するよう依頼する。電子メールで依頼することができない場合には、上記(i)および(ii)に加えて返信用封筒を同封した上で、受領後

2週間以内に査読結果を記入した (ii) を発送して回答するよう依頼する。

(4) レフェリーによる第1回目の査読結果は、「(A) そのままで掲載可」、「(B-1) コメントする点を考慮して修正するのが望ましいが、そのままで掲載可」、「(B-2) コメントする点を考慮して修正すれば、再審査を経ずに掲載可」または「(B-3) コメントする点を踏まえて修正した後の原稿を再審査し、改めて判断する」のいずれかとする。

(5) 上記 (B-3) の結果報告があった場合、再提出された原稿に関する第2回目の再査読結果は、「(a) そのままで掲載可」、「(b) コメントする点を考慮して修正すれば、掲載可(再審査はしない)」または「(c) 掲載不可」のいずれかとする。

## 6. 査読結果の受領後の措置

レフェリー2名の査読結果を受領した後、編集委員長は次の措置をとる。

(1) いずれの査読結果も (A) の場合、その結果を執筆者に伝えて査読手を終了する。

(2) いずれかの査読結果が (B-1)、(B-2) または (B-3) の場合、その結果を執筆者に伝え、一定の期間内に加筆修正後の原稿を提出するよう依頼する。その際、レフェリーからのコメントは、レフェリーの特典ができないように適宜修正する等の措置をとった上で執筆者に伝える。

(3) 上記 (2) に基づいて依頼をしたもののうち、査読結果が (B-1) または (B-2) であったものについては、再提出された原稿を受領することによって査読手続は終了する。

(4) 上記 (2) に基づいて依頼をしたもののうち、査読結果が (B-3) であったものについては、再提出された原稿を再度その評価をしたレフェリーに送付して、第2回目の審査を依頼する。

(5) 第2回目の再査読結果が (a) の場合には (1) を、(b) の場合には (2) および (3) を、それぞれ準用する。再査読結果が (c) の場合、年報編集委員会に諮り、その後の措置を検討する。その措置の中には、第3レフェリーを選考して査読を依頼する措置も含まれる。最終的な年報編集委員会の結論が掲載不可の場合には、掲載不可の旨を執筆者に伝える。この場合には、次号回しにするなど、再度機会を与えることもある。

## 7. 報告論文が掲載不可となった場合のコメントの扱い

報告論文が掲載不可となった場合には、これに対する報告コメントについても掲載しない。

以上